

山梨県産業技術センターにおける科学研究費助成事業を活用した研究活動上の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「山梨県産業技術センターにおける科学研究費助成事業を活用した研究活動上の不正防止等に関する規程」(以下「不正防止規程」という。)第9条第3号の規定に基づき、山梨県産業技術センター(以下「センター」という。)が管理する研究費を使用した研究において、研究活動の公正性を確保するため、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費とは、不正防止規程第2条第1項第1号に規定する研究費をいう。
- (2) 不正行為とは、不正防止規程第2条第2項に規定する行為をいう。
- (3) 最高管理責任者とは、不正防止規程第4条第1項第1号に規定する者をいう。
- (4) 統括管理責任者とは、不正防止規程第4条第1項第2号に規定する者をいう。

(申立て窓口)

第3条 不正防止規程第9条第2号に規定する研究活動上の不正行為に関する通報又は告発(以下「申立て」という。)等を受け付ける窓口(以下「窓口」という。)は管理・連携推進センター長とする。

2 管理・連携推進センター長は、申立てに関する事前又は事後の相談を受け付けることができる。

(申立て等の取扱い)

第4条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も申立てをすることができる。

2 申立ては、封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談等の方法によるものとする。

3 申立ては、原則として顕名により行われ、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者及び研究グループ等の氏名又は名称、不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的かつ合理的理由が示されていないなければならない。

4 窓口は、申立てについて前項に定める内容の全部又は一部に不備があるときは、当該申立ての内容について、申立てを行った者(以下「申立者」という。)に対して確認又は補正の指示をすることがある。

5 書面による申立てなど、受付窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法によ

る申立てがなされた場合は、センターは申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。以下同じ。）に、申立てを受け付けたことを通知する。

- 6 申立ての意思を明示しない相談については、その内容に応じ、申立てに準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して申立ての意思があるか否か確認するものとする。
- 7 窓口は、申立てを受けたときは、前6項に規定する申立てに係る要件が具備されていることを確認の上、速やかに当該内容を最高管理責任者に報告する。

（匿名申立て等の取扱い）

第5条 前条に定めるもののほか、匿名による申立てがあった場合、あるいは新聞等の報道機関や学会等の研究者コミュニティその他の機関から不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による申立てに準じた取扱いをすることができる。

- 2 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという申立て等について、窓口は、その内容を速やかに確認及び精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者に報告し、被申立者に対して口頭で警告を発する。

（申立者及び被申立者の取扱い）

第6条 最高管理責任者は、申立ての内容及び申立者の秘密を守るため、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を担当職員以外に見聞できないよう、適切な方法を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、申立者、被申立者、申立て内容及び調査内容について、調査結果の公表まで申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該申立てに係る事案が漏洩した場合は、申立者及び被申立者の了解を得た上で、当該申立てに係る事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責めに帰すべき事由により漏洩したときは、この限りではない。

（申立者及び被申立者の保護）

第7条 最高管理責任者は、申立てをしたことを理由として、当該申立者の職場環境等が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 センター職員は、申立てをしたことを理由として、当該申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、又は不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意による申立てへの対応)

第8条 最高管理責任者は、悪意（被申立者を陥れ、又は被申立者が行う研究を妨害するなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えることや被申立者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立てを防止するため、原則として顕名による申立てのみを受け付けることや、申立てには不正とする科学的で合理性のある理由を示すことが必要であること、申立者に調査の協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく申立てであったと判断した場合は、申立者の氏名の公表、刑事告発を行うことがあり得ることをあらかじめ周知する。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく申立てであると判断した場合を除いては、単に申立てをしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 第13条第1項の規定により設置した調査委員会の調査によって、当該申立てが悪意によるものと認められたときは、最高管理責任者は当該申立者に対し、第1項に規定する措置を講ずることができる。

(申立ての受付によらないものの取扱い)

第9条 第4条第6項による申立ての意思を明示しない相談について、申立ての意思表示がなされない場合でも、センターの判断で当該事案の調査を行うことができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、センターに申立てがあった場合に準じて取り扱うことができる。
- 3 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的で合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、センターが確認した場合、センターに申立てがあった場合に準じて取り扱うことができる。

(予備調査の実施)

第10条 第4条に基づく申立てがあった場合又は第9条に基づき申立てに準じて取り扱う場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、最高管理責任者が指名した3名以上の委員によって構成する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対し関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒヤリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる

(予備調査の方法)

- 第11条 予備調査委員会は、申立てされた行為が行われた可能性、申立ての際に示された科学的理由の論理性、申立て内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 2 申立てがなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた申立てについての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第12条 予備調査委員会は、申立てを受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は本調査を実施することを決定したときは、申立者及び被申立者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。申立てされた事案の調査に当たっては、申立者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被申立者に申立者が特定されないよう周到に配慮する。
- 4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに申立者に通知するものとする。この場合、センターは予備調査に係る資料等を保存し、配分機関及び申立者の求めに応じ開示するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、配分機関及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告する。
- 6 調査対象が研究費の不正使用である場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。
- 7 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間を30日以内とする。

(調査委員会の設置)

- 第13条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、直ちに不正調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置して事実関係を調査しなければならない。
- 2 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の設置について必要な事項は別に定める。

(本調査の通知)

- 第14条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた申立者又は被申立者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知する。

(調査の実施)

第15条 調査委員会は、調査の対象となる者、グループ及び部署に対して関係資料の提出、事実の証明その他調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、次の各号に掲げる事項について関係者からのヒヤリングを実施し、申立て内容の合理性の調査を実施する。

- (1) 支出に係る証拠書類の収集、分析
 - (2) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
 - (3) 県規則、センター規程及び配分機関の使用ルールとの整合性の調査
 - (4) 申立ての際示された科学的かつ合理的理由の論理性の調査
 - (5) 当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (6) その他必要となる事項の調査
- 2 調査委員会は、被申立者が調査委員会から再実験等により再現性を示すことを求められた場合又は自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会を保障するものとする。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
 - 3 調査委員会は、調査の実施にあたり、被申立者に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、関係資料の提出その他調査の実施上必要な協力を求めることにより実施する。
 - 5 調査委員会は、配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - 6 調査対象が研究費の不正使用である場合は、不正の事実が一部でも確認された際には速やかに認定し、配分機関に報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めによる当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。
 - 7 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することがないように十分配慮するものとする。
 - 8 センターは本調査に当たって、申立てされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。該当する資料等がセンター以外の機関にある場

合、センターは当該機関に保全の措置を要請するものとする。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被申立者の研究活動を制限しない。

(調査の協力義務)

第16条 センター職員は前条第4項の規定により調査の実施上必要な協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(認定)

第17条 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間を150日以内とする

- 2 調査委員会は、本調査により得られた、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合はその内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合等を認定する。
- 3 調査委員会は、前項に規定する認定において、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うにあたっては、申立者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 第2項又は前項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第18条 本調査において、被申立者が申立て内容を否認する場合には、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(不正行為か否かの認定)

第19条 調査委員会は、前条により被申立者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被申立者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被申立者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被申立者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被申立者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被申立者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもか

かわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被申立者が所属する、又は申立てに係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

- 3 前条の説明責任の程度及び前項の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(調査結果の通知及び報告)

第20条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに申立者及び被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。

- 2 前項に加えて、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 調査対象が研究費の不正使用である場合は、申立ての受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 4 悪意に基づく申立てとの認定があった場合、最高管理責任者は申立者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第21条 不正行為と認定された被申立者又は悪意に基づくものと認定された申立者（被申立者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく申立てをしたものと認定された者を含む。以下同じ。）は、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性に係るものであるときは、通知を受けた日から起算して3カ月以内に、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。
- 4 不服申立てがあった場合は、調査委員会において当該不服申立ての審査を行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審

査をさせることができる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 5 不正行為があったと認定された場合に係る被申立者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下本条において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被申立者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するとき、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 前項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は、被申立者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。ただし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被申立者に当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被申立者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、申立者に通知する。加えて、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被申立者及び申立者に通知する。加えて、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 9 悪意に基づく申立てと認定された申立者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、申立者が所属する機関及び被申立者に通知する。加えて、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 10 悪意に基づく申立てと認定された申立者からの不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を申立者、申立者が所属する機関及び被申立者に通知する。加えて、最高管理責任者は、配分機関及び文部科学省に報告する。

（調査結果の公表）

第22条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、申立て等がなされる前に取り下げられた論文等において研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の職氏名
 - (5) 調査の方法及び手順
 - (6) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、被申立者の了解を得た上で、調査結果を公表することができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の認定において、悪意に基づく申立てとの認定があったときは、申立者の氏名、所属及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表する。

(調査中における一時的措置)

第23条 センターは、調査委員会における調査結果の報告を受けるまでの間、申立てされた研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為と認定された者の措置)

第24条 センターは、次の各号に掲げるいずれかに認定された研究者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

- (1) 不正行為と認定された被申立者
 - (2) 不正行為への関与が認定された研究者又は関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された研究者
- 2 センターは、前項第1号及び第2号に規定する者（以下「被認定者」という。）に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 3 極めて悪質な不正行為の場合は、センターは被認定者に対し当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。
- 4 センターは、事案に応じて、科学研究費助成事業への申請及び参加資格を制限することができる。

(不正行為が行われなかったと認定された者の措置)

第25条 センターは、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、研究費の支出の停止を解除するものとする。

(関係機関への通知)

第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為として認定されたとき、不服申立てがあったとき、その他必要の都度、関係機関に対し、当該不正行為の内容、調査結果、是正措置、処分内容等について通知するものとする。

(雑則)

第28条 この規程に定めのない事項については、別途協議のうえ、取り扱うものとする。

附則

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

この規程は、令和4年11月28日から施行する。